

これまでの30年間、男女の初婚年齢は上昇傾向にあり、男性の場合、1975～1982年の期間、初婚の平均年齢が28歳に近づき、1983～1989年には、29歳に近づき、1990年には29歳を超え、1995年は30歳を超え、2002年と2003年は更に、31歳を超えた。女性の場合、1975～1980年の期間、24歳未満であり、1981～1985年には25歳に近づき、1986～1990年には26歳に近づき、1998～2006年には26歳と27歳の間である。男女の初婚年齢の差については、1975年に4.2歳であり、2006年に2.9歳に縮んだ。

女性初産の平均年齢及び出産の平均年齢については、どちらも出産年齢の遅れを示している。女性の出産平均年齢は、1975年に25.4歳で、1980年に25.4歳で、1990年に27.0歳で、2000年に28.2歳で、2006年には29.2歳となった。

三 離婚の遡増

結婚率の遡減に対して、離婚率が遡増傾向にある。粗結婚率から見ると、1970年に0.37%で、1980年に0.76%で、1990年に1.35%に上昇し、2000年に2.37%と大幅に増加し、2006年には2.83%に達した。一方、2005年の離婚水準は世界の工業先進国と変わらない。

わが国人口の結婚率から見ても、出産具合から見ても、現在の状況と将来の傾向が出産水準の向上につながらない。

3 移入人口

二 非経済性移入

現在、わが国の移入人口は主に非経済性移民であり、その中で最も多い要因としては結婚である。内政部の統計によると、2007年8月末に非本国籍配偶者人数は合計395701人で、その中、外国籍者は135613人(34.5%)、大陸(中国内陸)籍者248047人(62.7%)、香港・マカオ地区者11141人(2.8%)である。大陸籍配偶者は主に女性であり、237113人(95.6%)である。男性の比率は相対的に低く(4.4%)、10934人である。香港・マカオ地区者の性別比率は比較的差が小さく、女性5948人(53.4%)で、男性5193人(46.6%)である。東南アジア籍配偶者も女性が多く占め、12090人(97.0%)であり、男性が3698人(3.0%)である。

わが国の婚姻移民の本籍が様々であるが、今まで、最も多いのは大陸、香港・マカオ地区と東南アジア籍である。大陸、香港・マカオ地区籍の配偶者人数は2004年に減少傾向があり、東南アジアとその他の国の配偶者人数が遡減し、特に最近の二年間(2005年と2006年)に急激に減少傾向であった。このような状況は、2004年～2005年の期間、国の国境線の管理を強めたこと及び国境外面談の実施に関係し、婚姻の真実性を保つことができた。

第1編 第三章 人口政策の現状の検討

第一節 少子化の現行政策と問題分析

わが国の人口政策が1968年の「台湾地区家庭計書実施法案」及び1969年の「中華民国人口政策綱領」によって、出産抑制時代に入った。1983年に、人口成長率を抑制するために、更に「人口政策方案の推進」が発表された。1984年に、わが国の人口純繁殖率が急激に低下し、人口学者の呼びかけで、1988年に、人口出産政策に対する見直しが全般的に展開した。1992年に、人口政策綱領が改訂され、人口の適正な成長の維持を目標とした。1990年代に、人口の少子高齢化が進み、有配偶者の出生水準が下がり続け、有配偶者率も逡減している。出生率を高める政策の呼びかけも多くなってきた。子供の養育費用と教育費用の上昇の影響で、女性の家庭と仕事のバランスをどのように調整するかも注目されるようになった。以下は、政府の現行政策についての分析であり、革新契機の論拠として使おうとしている。

1 女性の仕事と家庭の衝突の軽減

一 産休

男女雇用均等法第15条により、女性の出産前後、休ませなければならず、有給の産休を8週間とし、妊娠3ヶ月以上流産した者には有給の産休を4週間とし、妊娠2ヶ月以上未滿3ヶ月流産した者には有給の産休を1週間とし、妊娠未滿2ヶ月流産した者に対しては有給の産休を5日とし、同時に、雇用者の配偶者が出産時、雇用者に2日間の有給休暇を与えるものとしている。

二 育児休暇

男女雇用均等法第16条により、雇用者30人以上の組織に所属している場合、就職後一年以上で三歳未滿の子供がいる場合には、2年以内の無給の育児休暇が取得でき、同時に、2人以上の子供を有しているものは、その幼児の育児のために、最長2年間の無給の育児休暇を取得できる。

三 その他

男女雇用均等法第19条により、雇用者30人以上の組織に所属している場合、三歳未滿の子供を有している者は、仕事時間を毎日一時間短縮することに対して、報酬及び仕事時間の調整を請求することができない。第20条により、雇用者30人以上の組織に所属している場合、家族が予防接種、重症或いは重大事故に遭った場合、家族の世話をするための休暇を申請でき、その日数を有事休暇に入れる申請ができ、年間7日間を限度とする。

2 子供のいる家庭に対する教育補助の提供

一 保育サービス

現行の育児サービスシステムは、保育所（主に2～6歳）と幼稚園（4～6歳に対する）の二種類がある。主に私立であり、保育所の公立・私立比率は1：9であり、幼稚園は4：6である。他にも、お手伝いさんを利用する家庭もある。1998年から、お手伝いさん技術技能士検定という資格検定ができ、2006年末まで4万3960人がその資格を取得した。また、お手伝いさんの支援システムや職業訓練、資格の受験、在職研修、区域連合研修、宣伝活動及びモニターニング指導費など、2006年に24県市政府がお手伝いさんシステム40個を作った。

二 保育補助

低所得者家庭の子供が保育所（或いは幼稚園）に入る場合、一人当たり年間保育補助金額は1万8000元であり、満五歳の子供が私立保育所に入所している場合、幼児教育バウチャーを提供し一人当たり年間1万元の補助がある。また、2004年から中低所得家庭の子供が実際に公私立幼稚園・保育所に入る場合、一人当たり每学期最高補助金として6000元が支給される。2005年から、原住民の育児補助が始まり、原住民民族教育法の規定により、全国満五歳の子供が実際に保育所・幼稚園に入る場合、公立の場合、一人当たり一学期、新台幣元2500元であり、私立の場合、1万元の補助金が支給される。その他の縣市も育児の経済補助を提供しているが、縣市町村の補助基準がそれぞれ異なる。ただし、共通点としては、必ず資産を調査しなければならない。その理由は、サービス対象は中低所得者のみである。例えば、台北市における育児補助と児童手当補助、高雄市における児童手当補助などは、低所得家庭向けとなる。

三 経済支援の提供による増加する家庭の子供の養育負担への効能

1 出産給付

わが国の労働法における女性労働者の妊娠出産の保護に関する法令、主要なものとして労働者保険条例第32条は出産給付を一ヶ月と規定し、労働基準法第50条は、8週間の有給出産給付を与えると規定している。50条の規定を適用する場合、雇い主が女性労働者が生産時に、8週間の産休を適応する以外に、産休期間中の賃金を負担しなければならない。このことを実際に実行されなかつたり、出産する女性を解雇したりすることなど職場の不合理な状況が存在する。少なからずの女性労働者が有給給付の享受する保障がなく、就業権益上の極めて大きな課題である。母としての女性の健康保護および出産後の被保

険者の適当な生活保障増進を考慮し、立法院の初審で、労働保険条例第32条外に二ヶ月の出産給料控除補助金を得ることができる。この方案が将来立法で認められると、出産給付が3ヶ月に高くなり、労働保険に参加している女性労働者は、労働基準法が適応されない雇用者や職業労働者などの被保険者の出産時に等しく恩恵を受けられる。

労働者が育児のため仕事を辞める場合が少ないので、行政院は、2007年4月4日に「就業保険法」に育児無給補助手当を保険給付項目の一つとして加える修正をし、通過させた。その目的は、被保険者の無給育児休暇中の生活保障および育児後の職場回帰を促すためである。そのほか、職場回帰を促すため、育児休暇補助を二段階に分けて給付し、その金額は、被保険者の年間加入保険額の月平均で、50%となり、最長6ヶ月給付である。この法案は、現在立法院で審議中である。

2 低取得者に対する出産補助

地方政府が低所得者の補助として実施し、縣市によって異なるが、民国96年を例にすると、台北市では出産補助が1万6500元であり、また妊娠助成補助金として、月3000元、補助金の上限は1万5000元となる。台北県では、出産補助金2万400元であり、何人出産しても給付はある。台中県では、胎児一人当たり1万元となる。基隆市、嘉義県、高雄県、屏東県では、一人一回当たり1万200元であり、澎湖県では、一回あたり1万元である。

3 育児補助

厳密に言うと、各地方政府の裁量によって育児補助が行われる。地方制度法により、補助金額及び制約条件がそれぞれ異なる。例えば、民国96年に、新竹市の「新竹市婦人育児補助給付作業要領」が、給付金額が全国トップであり、子供一人当たり1万5000元で、二番目の子供は、2万元で、三番目以上、2万5000元で、双子の場合、5万元で、3人以上の場合、10万元が給付される。しかし、専門家によると、出生率にはあまり効果的ではなかったため、単に出生率を高めるためならば必要ではないという。育児補助と呼ばれたほうが良いが、他の意見もあるが、育児補助は必ずしも出生率とつながらなくても良く、大切なのは、親の経済負担を軽減するためである。現在、教育コストの高い時代において、子供を生むことによって公共利益を生み出し人に対する一種の公共支援だと考えてよい。

4 問題分析

わが国は少子化現象に対して対策を行ったが、まだ検討すべきところがあるので、以下にまとめる：

一 産休を提供することに関する部分、女性労働者の出産が労働法によりある

程度保障されるが、実際に、少なからずの雇い主が、産休時の給与を拒否したり、解雇するような場合があり、未だに女子労働者の權益が適当に保障していない。

二 育児休暇に関する部分、現在では育児休暇中においては無給となっている。現在、政府は、無給の育児休暇の補助手当について検討しているが、就業女性の育児休暇の経済的支援がまだまだ不完全である。

三 保育サービスに関する部分、三歳以下の児童に対して、価格の低い公立保育所の数と比率が少し足りない様子であり、カバー率が低い。0～2歳の児童対しての家庭内保育システムは、お手伝いさんの技術資格条件について、まだ法律には保母人員の一定の資格条件がないため、保母専門保育サービスの品質管理と監督の効果は限られたものである。

四 育児補助に関する部分、全国一律ではなく、各地方政府が低所得家庭に補助している。各地方政府の財政力によって、補助条件と基準が異なる。

わが国が低税率を実施しているため、将来的に育児、養育保育の政策の実施するにあたって、費用対効果、財務負担の評価を厳しく審査し、最も効果的な政策を作るという方針である。国民の育児と仕事を両立させ、生活と育児水準を高め、そして、出産意識を高める。

第1編 第三章 第三節 移民対策の現況と問題分析

2 非経済性移民

一 中国大陸配偶者の居住に関する政策

2004年、「兩岸条例」（兩岸：中国大陸と台湾のことを指す）を改訂し、大陸からの配偶者が台湾に定住する過程は、一緒になる、家族滞在、長期滞在、定住といった四段階と規定した。「兩岸条例」（2004年3月1日改定実施）の第17条によると、大陸人民が台湾人民の配偶者として、法令に基づいて申請すると、台湾で一緒になることができる。結婚2年以上或いは子供を有するものは、家族滞在を申請しなければならない。以下は、大陸配偶者が台湾に定住する過程についての説明である。

（一）一緒になること：大陸人民が台湾人民の配偶者である場合、一緒になることを申請する際に、審査後一ヶ月以内の滞在期間を許可され、延長する場合、面談を行い、通過すると、五ヶ月の滞在ができる。滞在満六ヶ月、規定によって、延期の申請ができるが、再び面談を行い、婚姻の異常がないか、かつ違法

がない場合であれば、再び入国を認め、六ヶ月の滞在を許可する。それ以上滞在するものは、以下の規定に従う。(1) 一緒になる者は、滞在期間が六ヶ月を超えてはいけない。滞在完了後、延長申請は六ヶ月単位となるが、大陸往来通行証或いはパスポートの有効期間が七ヶ月未満の者は、有効期間前の一ヶ月までにしか延長できない。ただし、合計滞在期間は二年を超えてはいけない。(2) 大陸配偶者が団欒で台湾に四カ月以上滞在した者は、国民健康保険に加入しなければならない、保険料を未納の場合ならば、延長の申請を許可しない。(3) 滞在期間を超えたり、滞在中に規定外の仕事を従事したりしたものは、次回の一一緒になる申請を許可されない。ただし、親の喪を除く。(4) 滞在期間を超えたものは、次回の申請を許可されない。(超過6ヶ月未満なら、一年間入国できない；超過6ヶ月～一年、二年間入国できない；超過一年～三年、三年～五年間入国できない；超過3年以上、五年～十年間入国できない。)(5) 面談未実行の大陸配偶者は、初入国及び再申請の場合、往復チケットを購入しなければならない。(6) 大陸人民が入国申請する場合、大陸側の証明を添付し、行政院あるいは指定機構あるいは民間団体にビザを発行される。

(二) 家族滞在：結婚二年以上あるいは子供を有する大陸配偶者を対象とする。注意事項は以下の通りである。(1) 家族滞在満4年、かつ毎年合法滞在期間183日を越えた者が、長期滞在の申請ができる。毎年滞在期間が183日未満の者は、満四年滞在したことを算入しない。(2) 大陸往来通行証或いはパスポートの有効期間が6ヶ月未満である者が、大陸にで有効期間の更新が必要とされる。(3) 行政院による指定の外国籍者健康診断所で健康診断をし、合格証明書を出してもらう。

(三) 長期滞在：家族滞在満四年、かつ毎年の滞在期間が183日を超えたものを対象とする。

(四) 定住：長期滞在満2年、かつ毎年の滞在期間が183日以上のもので対象とする。

二 外国籍婚姻移民の政策

外国籍者が台湾に移住するにあたっては、二段階で分析できる。

(一) 滞在

外国籍者がわが国民と結婚後、滞在ビザの申請ができる。申請者は外国にいる場合、外国の台湾大使館での申請、申請者が家族滞在(延長不可)として台湾にいる場合、外交部領事事務局に申請しなければならない。

永住については、「入出国及び移民法」第23条により、外国人が本国に連続合法滞在7年以上、あるいはわが国の国民（台湾戸籍を持つ）の外国籍配偶者及び子女が、本国に連続居住5年（毎年183日以上）、あるいは10年以上の者が以下の条件も満たすなら、永久申請を認める。（1）満20歳、（2）合法な人である、（3）相当な財産あるいは技能を持つ（自立できる）、（4）合法連続滞在期間が毎年183日以上、（5）わが国の国家利益を損しない。

（二）定住

「国籍法」第3条により、「外国人あるいは無国籍者で、現在中華民国（台湾）に住所あり、かつ以下の条件を満たすものは帰化を申請できる：（1）中華民国に毎年183日以上合法滞在を連続五年以上であること、（2）満20歳、かつ中華民国法律及び本国法律により行為能力のあるもの、（3）犯罪記録のないもの、（4）財産あるいは生存技能のあるもの、あるいは生活保障のあるもの、5）最低レベル語学力及びわが国の基本常識を有するもの。」

国籍を取得後、移民局に台湾の滞在証を申請しなければならない。「入出国及び移民法」第10条によると、「国内で国籍を取得したものは、連続滞在一定期間以上、定住を申請することができる。この条件と第一項第一条により、定住を申請する際に、親族関係は結婚と限定し、更に3年以上となること。ただし、結婚期間に子女を有するものは除く。」

3 問題分析

一、現在経済性移民を誘致する考量

（一）わが国に必要な専門人材を確認し、エリートと単純労働者のバランス

科学専門家は国全体の発展に重要であると考えられ、人材の誘致、運用、訓練、資格の認定などが国家重要産業の発展にとって基礎となる。21世紀のグローバル企業競争は以前の労働力と資本の競争から、技術的知識の競争になりつつある。経済競争力の急激な発展は、技術を複雑かつ多角化にしてきた。産業と技術の専門の境目がなくなり、知識及び先進の技術は経済競争力を高めている。

（二）投資を創出し、新しい生活環境を作る

現在、わが国に専門投資移民の誘致がまだまだ余地はあると考えられ、外国人の投資しやすい生活環境を積極的にすべきである。現在の政策をみると、主に、外国人が入国と滞在をしやすいようにすること、及び手続きの簡単化である。これらの政策は、外国人が長期的にわが国に滞在することにあまり効果的ではない。やはり、経済移民の増加は、その国の経済成長力、企業のグローバル化、及び良い生活環境に依存する。

二 非経済移民に対する制限およびサービス

最近十年間、国際結婚による問題が多くある。主に、性的産業と人の売買、家庭問題など社会的問題と経済問題がある。したがって、現在の移民政策においては、国際結婚の真偽、移入後の生活支援などを国境面談や入国追跡調査及び生活支援によって改善している。しかし、外国籍配偶者あるいは親族関係で台湾に来るものは、社会や家庭に適応できるかどうか重要である。したがって、政策においては国際結婚、多角化家庭及び性別平等を宣伝し、国際結婚を正確に認識し、さらに、本国籍配偶者の認識を強化させ、「入国前の訓練」を機能させ、外国籍配偶者に台湾文化を認識させることが将来の方針である。

第二編 人口変遷の社会に対応した対策

第1章 少子化社会対策

先進工業国が当面直面した少子化現象について、多くの学者たちは女性の自主的地位と意識の台頭がその原因であると指摘している。近代化の発展に伴って、女性の地位が高まっている。これは主に女性の教育レベルの上昇、労働市場への参加率の上昇、婚姻と家庭の中での自由な決定の権利、権力の強化、身体に対する自主権意識の台頭および政治参与の増加等の面で反映されている。女性の地位の向上は社会の進歩を象徴しているが、一方伝統的な家庭関係に対しては一定の衝撃を与えている。問題の肝要は、近代の女性はすでに伝統的な家庭関係から解放されて、仕事の中で自己価値の発見と経済上の安定を求めていることにある。しかし、社会の主な家庭制度と労働市場制度は依然として男性世代主を中心としてあり、家庭内の労働のコストは女性に集中している。未来の生涯の発展を具体化しようと思っている女性たちにとって、一番理想的な選択は晩婚、未婚または同居である。そのため、結婚を出産育児の前提として強調する東アジア国では、出生率低下の原因の一つは結婚率の低下である。

少子化対策制定の基本的な思考は、労働への女性の参加率を高め、家庭と仕事にバランスが取れる方法を提起することである。この目標は国全体の経済成長に対して、あるいは女性が自主権利の強化を求める面においても有益である。事実上、女性が労働市場に参加することによって、他のコストが発生するが、ここで本対策と関係するのは家庭労働の配慮のコストである。本政策は、働く女性がそのコストは負担すべきではなく、社会全体が分担すべきであり、そうするこそ公平正義原則に合うと主張している。上述の理論に基づいて提出し

た少子化対策は、決して国が出生率を高めるために介入するのではなく、比較的整った家庭政策の構築を望んでおり、それによって国民が家事と仕事の間でバランスを取り、家庭の子育て各種負担を下げることを目標である。ここで、出生率の上昇は、家庭機能が整った結果である。ところが、先進国の前例では、まだある単一の措置によって家庭環境の改善され、出生率の低迷が回復していない。そこで、計画的な短・中・長期目標に基づいた政策措置を取って家庭の機能を整え、家庭の育児圧力を下げ、毎年の出産幼児数の回復を促進する。

いずれにしても、人口政策の基本的な目標は決して量的成長を求めることではなく、人口の生活の質を向上させることにある。いわゆる人口の生活の質の成長とは一人一人の個人が自分が選択した環境の中で、自由的な成長と発展をすることを言う。ところが、人口の生活の質の確保は必ず人口の量の合理的な成長の下でしか実現できない。本政策の最終的な望みは、家庭と仕事の関係のバランスを取って、女性を家庭の制約から解放し、就業市場での女性の参加率を上げることである。しかし、この政策を具体的に実現するためには、女性たちの積極的な参加と、国と市民社会全体の協力が必要であり、人口の少子化の緩和について戦略的な共通認識を作らなければならない。

少子化社会への対策は政策目標を以下の七つに分けている。これは、家庭の児童支援制度を健全化させる、出産休暇と育児政策を改善する、育児家庭に対する経済的支援を行う、家庭的な優しい職場環境を作る、出生保健の支援体制を健全化させる、児童保護制度を健全化させる、婚姻機会を改善し子供の公共財価値を提唱するなどである。各政策の計画目標は次の通りである：

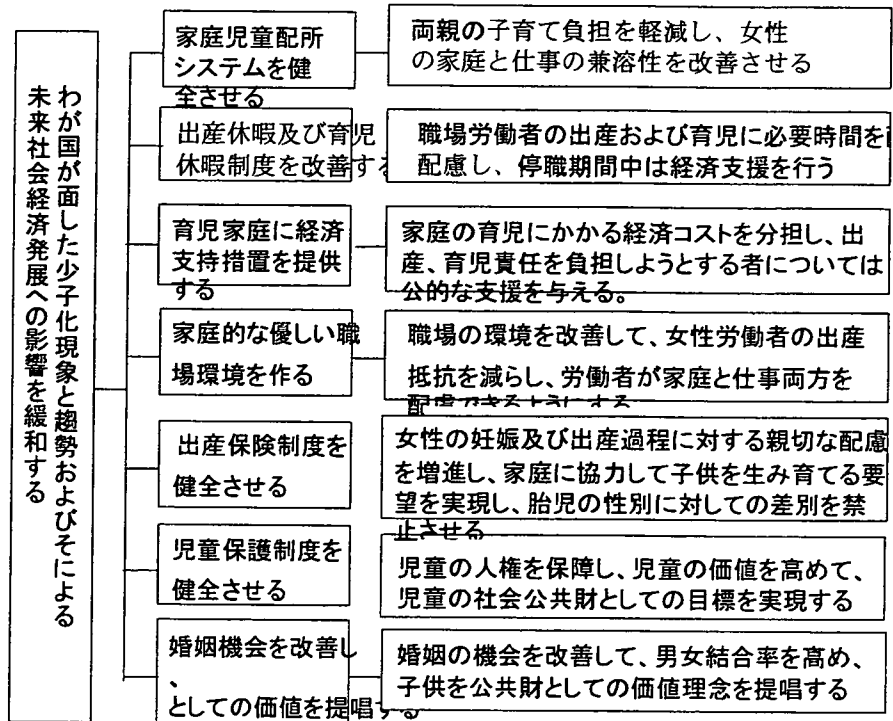


図 少子化社会対策の総目標

第1節 過程児童支援制度を健全化する

1 政策目標

両親の子育て負担を軽減させ、女性の仕事と家庭の両立を改善する。

2 基本理念

一 政府役の位置付け：少子女化による人口構造の変化の現時点に当たって、政府の位置付けは、少子化の社会的衝撃の緩和のために積極に対応し、危険性の高いまたは貧弱な家庭の教育費用を分担するほかに；早急に、積極的に介入して、政策、法規、財源、宣伝などを通し、漸進的に教育保障制度の普及の目標を達成し、友好的教育保障環境を作り、家長の子育てと仕事の関係のバランスを取り、女性の就職を促進・支援し、自由市場の供給への教育保障体系の過度な依頼による分配不均等危機などの潜在問題が主な政策議題になることを避けなければならない。そして、相関性のある供給と需要の指数の構成、定期的・継続的な資料収集と国際的に統合する部分では、政府の主導の役と行政力はもつと強化しなければならない。最後に、政府は明確に区分するべきで、

小学校の就学する以前の教育保障サービスは、家長が社会経済資源から買った市場サービスではなく、国民として幼児も平等に社会権を持っていることを明確に区分するべきである。

二 関連する利益団体の権力のバランス：まず児童は最優先利益である。つまりその心身の発展の需要に合うことをサービス提供の第一政策目標とし、保育園と幼稚園を統合する精神を実行することによって、赤ん坊・幼児に異なるサービス種類を提供する。つまり先にすでに生まれた幼児に適切な配慮を受けさせると、生育可能の人口は出産、養育環境に自信を持ち、出生率の急速な下落は緩和される。次に、政策の第二の目標は、親たちの家庭と仕事の両方面の圧力を緩めることにある。積極的に家長を維持・支援して、出産・子育ての過程で、十分な願望・資源と能力を持たせながら、同時に労働へ参加も維持させる。つまり、教育保証制度の構築により、家事・子育て責任の女性化を破壊しており、国と家庭の責任関係は消極な補償作用ではなく、平等なパートナー関係を作っていく。最後に、教育保障制度の構築により保育サービスを必ず保障し、将来性また、正面の専門のイメージを持つ就業の職場を作らなければならない。専門従業員の働く生態がサービスの質に正の影響を与えることについては、すでに高い共通認識がある。同時に、女性の労働条件の改善、性別の主流化を実行するのも重要な政策方向である。

三、政策優先順位：まずは、大量の拡張サービスの獲得性（数量）、次に家長に対するサービスの負担性(価格)の確保、更にサービスの質を向上させ、最後に资源配置の公平を保つ。そのため、短・中・長期の目標を設定するに当たって、拡張サービスの拠点、共通認識の凝集、現有の組織の変更または法令修正に関与が少ないもの、そして持続性のある方案の推進と能力強者を優先に短期目標に設定し、中期目標は重点的にサービスの質の向上に置き、比較的に多い事前作業あるいは一連の措置を必要とする者を中期の目標に設定し、長期の目標はサービスの負担性の確保に置き、政府の市場と家庭の財源の配置、観念の転換、比較的に多い組織あるいは法令の修正を必要とする者を長期の政策目標とする。

3 重点措置

一 短期措置

(1)教育保障政策上の政府の役と位置付けを明確にし、「児童教育及び配慮法」の立法を完成する。

教育保証制度の構築と推進を明確に公表し、本国の少子化に対応して推進する性別主流化と児童優先利益原則の実行を政策方向として、関連の立法、政策、経費、方案の制定、企画、推進及び実行はすべてそれを根拠とする。早急に「児童教育及び配慮法」の草案の立法を完成し、教育部、内政部と関連の部会と協力して、教育保証政策の行政、経費と管理責任の振り分けを明確にする。

(2) 「保母支援システム」のサービスの能力と獲得性持続的に強化し、保母管理及び保育費用補助制度を確立する。

保母システムと保母認証制度の宣伝を強化し、もっと多くの人を子共を育てている両親が保母認証及びそのシステムの存在、役割、加入有無の保母の違いなどを知り、よって支援システムの社会的な知名度を高め、供給と需要効率を高める。同時に保育費用補助措置を通して、家長の負担を軽減し、保母人員を保母システムへ加入して管理を受けるように導く。これによって、育児家庭の保育サービスの規範化及び品質向上を図る。

(3) その地に適した方法を取って、非営利形態の多元的な教育保障モデルを推進する。

地方と協力して需要と資源の評価を行い、都市化が高い非営業利益機構と団地能力のあるものについては、公民が共に運営する団地の自治を推進する。しかし、資源の欠乏の僻地では、具体また全面的に現存の各種補助措置を実行し、優しいな教保計画に協力して、すべての危険性が高く経済的に不利な僻地の幼児が優先に無料に入園されるようにする。

(4) 専門職員の労働条件を保障する。

確実に労基法に制定された労働の検査を実行して、定期的に現場の教員と教保人員の労働条件（工数、労働保険用品交付、労資紛争処理経路、最低賃金保障など）を監督し、教保人員の労働権益と福利厚生相関事項を確保する。

(5) 多元的な非営利形態の小学生下校後の配慮施設を推進する。

非営利教保サービス拠点を増やし、小学生の下校後の配慮型の多元性と団地内の資源の統合を強化し、各県市の政府管轄区域内の小学校の教室を利用して取り扱うことを推進する。

二 中長期措置

(1) 就学前の教育指標を制定して、就学前のデータベース構築し、ひいては国

際データベースと統合する

関連する学術機関あるいは行政機関の一箇所を主な責任の部門と指定して、学界、実務界と行政部門へ諮問を行い、長期に渡り本国の「就学前教育のデータベース」の構築と実行を推進する。そしてデータベースは需要と供給二つの軸に分けて、年定期的な調査を行って、各年度の出生数、各需要指数（家族収入、健康状況、家庭形態、親の就業状態）、及びサービス供給の評価指数（保母あるいは公的保育所の料金基準、教師準則、設置標準、政府の補助方案の必要経費など）を明確化し、年全体のデータベースに組み入れる。同時に異なる言語のホームページバージョンを作成・開放して、政府の各層の相互訪問または学術機関のシンポジウムを通して、国際の各種就学前教育のデータベースと学術機関、非政府の組織（UN、OECD、EU など）と資料の交流を行い、国際社会が本国の就学前教育の現況をもっと理解し易くように役立つ。

(2) 保母サービスの質を向上させる

保母専攻の育成において、実習時間の割合を増やして、保母の保育品質を強化する。多元の保母の管理方式（例えば認証制、登録制）を発展させ、もつと多くの実際上保母の仕事に従事して経験者が制度に従って、保母支援システムの中へ入るようにする。

(3) 専門職員のサービスの質を向上させる

専門教育と教保人員は機能によって等級制度を実施する。専門人材の養成と合格標準も等級制度の設定によって、すべての教師または教保人員が大学卒業の学歴が必要ではない。関連政策の制定、方案の計画、評価過程中は必ず第一線の専門人員、家長代表、団地代表などを要請してその意見や声を受け入れて、参加を拡大し、制度の多元化を図る。

(4) 職員の専門地位を高める

現場の第1線の教師と保育員に協力して労働組合を構成し、労働権益を入職前の研修教育の主要課程の1つとして導入し、在職訓練にも関連権益と新しく改定された法令の紹介を取り入れる。例えば、労働派遣など。

第2節 出産休暇及び育児休暇制度を改善する

1 政策目標

職場労働者の出産および育児に必要時間を配慮し、停職期間中は経済支援を行う。

2 基本理念

一、両性（男性、女性）の平等な働く権利と母性の保障を強調することを基本精神として、関連法律の制定と政策の発展を通じて、政府部門の当面女性労働参与と出産激励政策の制定に当たって従う重点とする。

二、各分野の公・私営組織及び異なる規模の企業で働く労働者は、性別と婚姻の状態に関係なく育児休暇を申請することができる。

三、家庭の育児段階の経済支援を提供するほかにも、労働者が幼い子供が少し大きくなった後に再度就職市場に入れるように促して、経済の振興を促進する。

四、産休と給料を労働保険に組み入れて給付し、女性労働者の働く権益が適切な保障を受けるようにする。

3 重点措置

一、短期措置

(一) 「労働者保険条例」を改定して出産給付金を調整し、「全国軍隊・公務・教職員の待遇要点」の生活手当の出産補助をそれぞれ3ヶ月に増加する。

8週間の出産休暇を実行し、もと1ヶ月の出産給付金を3ヶ月に増やし(労働保険の部分)、軍隊・公務・教職員の生活手当の生活補助をもとの2ヶ月から3ヶ月に増やす。

(二) 育児留職停薪手当を給付する

早急に「就業保険法」、「軍人保険条例」、「公務員と教職員保険法」、「労働者保険条例」などの法案の改定プロセスを完成させて、育児留職停薪手当を保険の給付項目に入れる。

二、中期措置

(一) 育児留職停薪手当計画を実行する。

(二) 労働保険の出産給付金と軍隊・公務・教職員の生活手当の生活補助を実行する。

(三) 雇い主励まし、男性従業員に育児休暇を利用して家庭で父親の義務を果たすように導く。

(四) 最長2年の育児留職休暇を実行する。

第3節 育児過程の経済支持措置を提供する

1 政策目標

家庭の育児にかかる経済コストを分担し、出産、育児責任を負担しようとする者については公共的な支援を与える。

2 基本理念

一、家庭の育児コストを下げるための策として、我が国ではまだどのような子供あるいは家庭支援手当支給政策もない。ただ税制の優遇方面で総所得税の中での免除額と控除額のみがある。

二、もし子供たちを公共財の一つと正視するならば、我が国家は育児家庭のためにもっと経済的支援を提供できないのか。

三、育児手当は下記の変数を考慮するべきである。:(1) 国のが分担する家庭の育児費用の割合はやはり日本またはその他の工業先進国に及ばないが、我が国の財政の負担を考慮して、育児手当の金額が過大でなければ実行可能である、(2) 先進国の事例から見ると、有効な育児手当は家庭の収入と支出を考慮するべきで、同時に、第何子であるかに応じて異なった金額を支給して、出産を適度に激励する効果を得るべきある、(3) 暦年の行政院計画処の「家庭収支調査」に基づいて、各家庭の保母の費用、教育の費用の支出及び人口の概況の支出状況を参考して見ると、家庭に対して平均の少なくとも2割以上の補助をすると、受給者は最低限度でその効果を感じる。

3 重点措置

一 短期措置

(一) 所得税法(例えば未成年者の免税額、保育費と教育費の列举控除額など)修正の可能性を検討する

未来の努力する方向(議論を含む)は: 18歳以下の未成年子供の免税額はお年寄りと比較して一般免税額の1.5倍、6歳以下の子供の保育費については

列挙控除が可能、そして教育費用列挙控除額を一人の学童に対して2万5000円に変更。

(二) 育児手当あるいは育児給付措置の段階的な実施を検討する

先進国の政策を参考すると、家庭に育児手当を提供することは家庭の育児経済負担を減らす有効な方法の一つである。それは、たくさんの家庭は経済条件がその出産を妨げる原因と考量し、我が国は今なお国が家庭の育児支出の分担の割合は、工業先進国例えば日本に比べて依然として非常に低く、更に出産、育児責任を負担しようとする家庭への政策の公共的支援は、実は子供は公共財であるとのシンボルであり、未来の社会がその出産決定が持つてくる公共利益に恵まれるからである。

二 中長期措置

(一) 育児手当あるいは育児給付措置を実施する。

(二) 育児手当を児童手当に拡充する給付年齢の延長を検討する。

(三) 3名以上の子供を育てる家庭の住宅ローンについて補助金を実施する。

第4節 家庭的な優しい職場環境を作る

1 政策目標

職場の環境を改善して、女性労働者の出産抵抗を減らし、労働者が家庭と仕事両方を配慮できるようにする。

2 基本理念

「便利な受雇者」の保育制度を構築し、「友好的な家庭」の企業イメージを確立し、労働者の福利厚生を増やす。

3 重点措置

一 短期措置

(1) 持続的に企業の保育措置関連業務を推進し、関連部門の資源を統合して、の措置整った保育制度を構築する。

(2) 直轄市、県市政府は資源統合交流機構を創立する。

各県市政府は「資源統合および交流機構」を創立し、労働委員会、内政部及び各県市政府の三方の資源、情報を統合して、国家機関が保育措置補助の申請と関連事項の交流する場所とする。一方、この機構に基づいて国家機関の保育措置需要を社会局あるいは教育局に反映または仲介し、企業と協力して保育必要な受雇者を配慮して近くの幼稚園や保育所を捜し出す。よって、受雇者は保育と仕事の衝突問題は解決され、安定な気持ちで働ける。

(3) 積極的に国家機関に協力して保育措置の合理的な方案に調和させる。

政策の制定と推進を通し、国家機関または雇い主を連結して、従業員に保育措置を提供して、職場の従業員の安定性を増進し、生産力を上げる。

二 中長期措置

(1) 弾力のある労働時間制度と企業の保育措置を組み合わせる。

(2) 企業の有効な新しい保育方案を表彰する。

(3) 両性の平等な仕事権利を主張し、家庭的な優しい職場環境の企業文化を作る。

子供就学と両親の働く労働時間の状況を考慮して、「友好的家庭的な職場の設計」を増設して、国家機関が関連措置の提供の時、高い弾性と選択権を持つようにする。

第5節 出産保健制度を健全化させる。

1 政策目標

女性の妊娠及び出産過程に対する親切な配慮を増進し、家庭に協力して子供を生き育てる要望を実現し、胎児の性別に対しての差別を禁止させる。

2 基本理念

一、出産行為の特性に応じて、もっと優良な保健諮問とサービスの体系を構築して、産婦が妊娠前、妊娠期間及び出産がすべて優しい環境の中で整った健康な看護を受けてもらい、出産の期待と喜びを高める。

二、不妊症の知識と予防措置に対する人の理解を増進し、法律を健全させ、不妊症の治療環境を改善し、家庭の子供の出産要望を満足させる。

三、青少年の生育健康知識を強化し、安全で効果的な避妊方法を採用させる。人工流産指導諮問（商）サービスを行い、女性の心身の健康を守り、人工流産を予防し減らす。

四、すべての赤ん坊が生まれる時から性別平等な環境で、優良な保健制度の下で、整った健康な看護を受けてもらって、健康に成長するように促す。

3 重点措置

一 短期措置

(1) 多元的な出産保健のサービスネットワークを構築する

衛生局(所)以外にも団地の資源を連結して、団地内で安全で有効な避妊方法の宣伝と避妊サービス提供のほか、社政、教育、労政、農政、国防及び衛政を連結して保健諮問制度の構築と転院診察を通じて、各階層に女性更に具体的な保健サービスを提供する。現在の出産保健政策の中で、特殊な群体に対して遺伝性の疾病検査、精神病の検査、生育調節、初期医療などのサービスを提供する。サービスの質を高め、女性の優しい医療環境の確立、高危険性の妊娠女性と幼児の健康への看護品質、母乳授乳の推進、特殊婦人幼児群体への出産保険医療補助の提供、妊娠期間の保険教育活動などを引き続き強化して、育児の新知识と技術を学ぶ。

(2) 不妊症の予防と治療の教育宣伝の計画、推進を強化する

人の不妊症の知識、予防と治療措置への理解を深め、適切な教育と宣伝活動を通して、予防の方法を人々に注意させる。

(3) 青少年の(出産)健康教育とサービス及び人工流産予防を強化する。

不妊症に対する社会環境の危険因子の関連研究を推進を強化し、研究結果と新しい知識を、適切な教育と宣伝活動を通して、予防の方法を人々に注意させる。

(4) 青少年への避妊知識の健康な教育と妊娠した時の必要な医療サービスを強化する。

性と生殖の健康に対する青少年の認識を強化し、予測以外の妊娠の発生を減らし、青少年の出生保健の優しい医療環境とサービスの確立を拡大し、補習諮問を通して青少年と協力して未婚妊娠の心身及び出産後の育児問題を解決する。性別平等教育法ので実行の中で、学校は積極的に妊娠した学生の教育受ける権利を守るほか、関連部門と連結して確実に補習と必要なサービスを提供し、子供が生まれた後の扶養問題の処理に協力しなければならない。

(5) 性別比例がバランス崩すのを積極的に防止する

両性の平等な権利を主張した教育活動、労働政策及び社会宣伝を強化し、適切な教育を通して、国民に出産の正しく心理状態の教育を注ぎ込んで、人々に性別選択あるいは性別鑑別をしないように注意させ、性別の比例がバランスを崩す状況が続くのを避ける。

二 中長期措置

(一) 人工生殖法・優生保健法の中の胎児性別選択または性別鑑別の診療行為の禁止に関する内容を検討する。

胎児の性別選択または性別鑑別を禁止するために、「人工生殖法」の第16条第3項の胎児の性別選択禁止規定を宣伝する。優生保険法第9条第16項に「胎児の性別を人の心身健康と家庭生活を深刻に傷つける理由としてはいけない」との内容を増やす。

(二) 医療機関による人口流産の諮問(商)サービスを計画・推進する。

「優生保健法」の第11条及び第12条の女性に対する医療機関の人口流産諮問(商)サービス提供の規定の修正を完了させ、女性が十分な医療、人工流産の情報と多元な選択肢を持つように促進して、予定以外の妊娠の処理については人口流産するかあるいは引き続き妊娠出産して自分または他人に育てるかの適切な判断を行えるようにする。

第6節 児童保護制度を健全化させる

1 政策目標

児童の人権を保障し、児童の価値を高めて、児童の社会公共財としての目標を実現する。

2 基本理念

児童虐待事件を低減させるためには、児童の保護は公の権力介入の救援が必要であるが、それよりも積極的な予防措置の投入が必要とする。

一、児童保護において観念転換が必要である。「児童は両親の財産である」や、「子供は打たなくてはものにならない」などの教養の落とし穴が依然として存在して、公の権力の家庭事務への介入を困難にさせており、児童の独立自主権、生命権は依然として軽視されている。

二、専門間、システム間を超えたサービスネットワークの積極的な構築が依然として必要である。関連サービスネットワークには、社政、教育、警察、衛生医療と司法などの部門が含まれており、依然として専門間の相違性と交流上の障害が存在し、児童保護観念と方法についての共通認識と認知にはやはり差があり、依然として克服されなければならない。

三、社会活動専攻学科の人力の拡充と素質の向上には依然として持続的な努力が必要である。当面、保育人力を拡充しているが、第1線の救援作業の圧力が大きくて、危険性の高い家庭の配慮などの予防性業務が新たに増えていたため、関連従業員の拡充と家庭への配慮支持能力の昇格が必要である。

四、家外の安置資源への持続的な関心が必要である。当面家庭式または機構式に預けられた子供と家庭連絡、あるいは主責者（任社会福祉人員）との連絡は非常に限られており、資源の連結と責任関係の整理が必要である。そのほか、適切な家外の安置場所（預かる場所）は不足しており、安置場所の品質への心配は社会福祉人員の安置選択に影響を及ぼすほか、家庭の境遇計画の実施と効果にも影響する。

五、家庭境遇計画の実施も依然として制度の確立を待っている。各州市の実行者たちは家庭境遇計画の内包と実行策略についてそれぞれ違う政策を取ったり、各自解読し、あるいは児童を基づいた個別案の管理モデルを引き続き運用している。サービスの効果及びサービス運営の評価方法確立が必要である。

3 重点措置

一 短期措置

(1) 児童虐待救援システムを構築する